

凍結胚の更新について

※保険適用は2023年4月1日以降に更新期限を迎える方が対象です。

凍結胚を【保険適用】で更新するには「治療計画の立案」が必要です。

「治療計画の立案」とは

パートナー同席の上、医師の診察を受けて①いつ②どのように(方法)③どの胚を(個数)移植するのか具体的に計画を立てる事です。



自費胚 2022年3月以前に【自費】で凍結した胚	保険胚 2022年4月以降に【保険】で凍結した胚	自費更新料 34,100円(税込み)	保険適用更新料 10,500円(再診/初診料別途)
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------

自費胚 → 自費で更新	保険適用の要件を満たさない方、*治療を中断している方、保険適用外の自費治療を行う方、など。
自費胚 → 保険で更新	2023年4月1日以降に更新期限を迎え、3か月以内を目安に胚移植の治療計画を立てることが可能な方。 感染症採血の期限切れにご注意ください。
保険胚 → 自費で更新	保険適用の要件を満たさなくなった方、*治療を中断している方、保険適用での保存期間3年を超えた方、など。
保険胚 → 保険で更新	治療計画を立て胚移植治療が継続している方。(保険更新は3回までしか行えません)

*治療の中断とは、妊娠/出産期間も含め、3か月以内を目安に胚移植の予定がない方のことを示します。

ご出産後は、断乳を終えて月経が2回以上来てから治療再開が可能となります。

自費で更新を行っても、次に移植を希望した時に保険適用の要件を満たせば保険での移植や更新は可能です。

保険適用の要件とは 厚生労働省リーフレットより

✓ 年齢・回数要件(体外受精・顕微授精)

- 保険診療でも、令和3年度までの助成金と同様に以下の制限があります。

年齢制限	回数制限	
	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

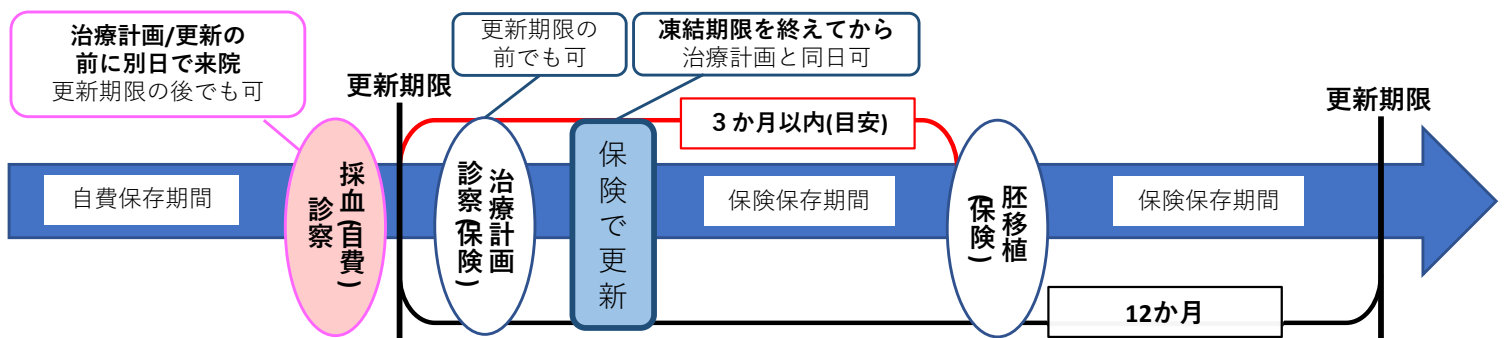
移植の回数をカウント

自費胚 → 保険で更新 対象となる方の通院例

※前年に自費で更新し、次の更新が保険適用になる方は、自費で保存している期間を終えてからでないと、保険でのお手続きができません。**期限前日にご来院いただいても保険での更新手続きはできません。**

(期限を過ぎててもすぐに破棄にはなりませんので、ご安心ください。)

※胚移植までに感染症採血の期限が切れる方はまず「診察」の予約枠でご来院ください。感染症採血(自費)を伴う診察と、治療計画の診察(保険)を同日に行うことはできません。治療計画の診察(保険)と凍結胚更新手続き(保険)は同日でも可能です。



凍結胚を保険で更新するには、以下項目をすべて満たしている必要があります

- 保険採卵を行っている または 2022 年 4 月以前（保険診療開始前）に凍結しており
生殖補助医療計画書を作成し治療計画を立案済である
※医師の診察で立案を行えば保険更新は可能です。立案と更新は同日でも OK です。
- 生殖補助医療計画書を作成し、3ヶ月以内に保険移植を予定している
- 保険移植の回数が、年齢・回数の要件を満たしている
- 妻年齢が 42 歳以下である
- 保存期限が 2023 年 4 月 1 日以降である
- 更新説明日が前回の保存期限を過ぎており、かつ保存期限から 3 ヶ月以内に更新が行える（期限日より前に更新することはできません）
- 保険更新を行うのが 1 ～ 3 回目である（保険更新は 3 回までしか行えません）